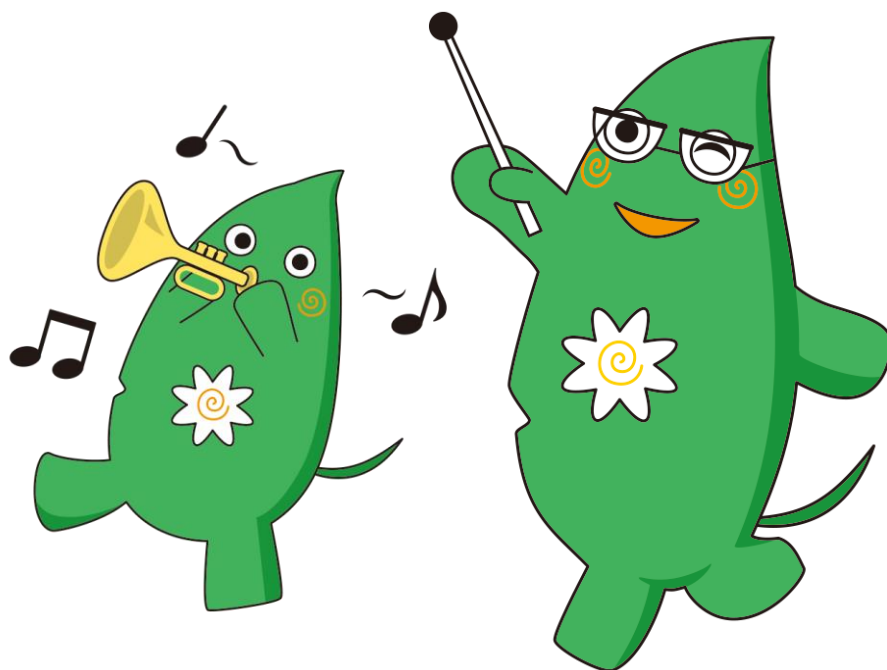


養育費と親子交流について

～離婚によりひとり親となる方へ～

令和7年4月

大和市



大和市イベントキャラクターヤマトン

目 次

○ 離婚に関連する用語（ことば）	
親 権	2
養育費	2
親子交流	2
年金分割制度	3
財産分与	3
民法等の一部を改正する法律	3
○ 離婚が成立するまで	
《協議離婚》→《調停離婚》→《裁判離婚》	4
○ 養育費・親子交流等の相談先等	5～6
○ ひとり親養育費確保支援事業補助金のご案内	7～8
○ 離婚後のお子さんの苗字について	9

養育費と親子交流について

1. 養育費について	10
養育費の取り決め方法	10
養育費の取り決め内容	11～12
養育費が支払われないとき	13
養育費 Q&A	13
2. 親子交流について	
親子交流の取り決め内容	14
親子交流 Q&A	15

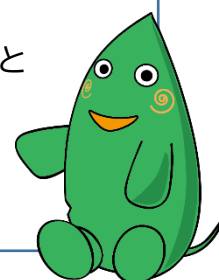
こどもの養育に関する合意書について（記入例）

こんなお悩みはありませんか？

離婚（別居）をすることになったことを
こどもにはどのように説明すればいいのかな・・・。

こどもは、その年齢なりに家族の状況を理解しているものです。
落ち着いた状況で、離婚（別居）をするのはお子さんでのせい
ではないこと、離婚（別居）したとしてもどちらも親であること
に変わりなく、今後も協力し合っていくことをお子さんにも
わかりやすく伝え、安心させてあげましょう。

（法務省作成パンフレットより）



はじめに

このしおりは、離婚することになった時に、離婚後のお子さんの生活のため、ご家庭で話し合っていたきたい養育費と親子交流についてご案内するものです。

離婚に至るご家庭の事情はそれぞれですが、ご参考までにお読みいただき、お役に立てれば幸いです。

※離婚後に利用できる可能性のある児童扶養手当やひとり親家庭等医療費医療助成制度などについては、別冊の「ひとり親家庭のしおり」でご案内しています。

離婚後の生活を考えるにあたって、参考までに関連する事柄をご紹介します。

○ 離婚に関連する用語（ことば）

親 権

離婚届を提出する際に、父か母の一方を親権者として届け出る必要があります。親権とは、未成年のこどもを監護・教育し、その財産を管理する権限のことです。父母のどちらが親権者となるのかをよく協議して決めてください。

（親権者でなくてもこどもといっしょに生活することはできますが、こどもの財産管理や手術の同意等の法律行為を行うことができません。）

養育費

こどもの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。一般的には、こどもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。養育費の支払い義務は、親と同じ水準の生活を保障するという強い義務だとされています。

親子交流

こどもと離れて暮らしている父または母がこどもと定期的、継続的に会って話をしたり遊んだり、電話や手紙などで交流することをいいます。時間の経過とともにお子さんが成長し、養育環境も変化するため、状況に応じて話し合い、こどもにとってもっとも良い親子交流を行っていくことが大切です。

年金分割制度

離婚をした場合に、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができる制度です。

「3号分割」:

婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間があった方（サラリーマンの妻である専業主婦の方等）は、請求により、年金を分割できます。

このほか、婚姻期間中に厚生年金記録がある場合、双方の合意または裁判手続により按分割合を定め、婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を当事者間で分割することができます。

原則、離婚後2年以内に手続きする必要がありますので、お早めに年金事務所へご相談ください。

相模原年金事務所

所在地：神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6

（小田急線「相模大野駅」下車 徒歩8分）

電話：042-745-8101

受付：平日（月曜～金曜） 午前8時30分～午後5時15分

（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

年金相談は「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

時間延長 週初の開所日 午後5時15分～午後7時00分

週末相談 第2土曜 午前9時30分～午後4時00分

財産分与

夫婦で取得した財産の精算を請求し、財産を分けることができます。金額等について、話し合いができない場合、まとまらない場合は、家庭裁判所に調停や審判の申し立てをすることもできます。請求期限は離婚した日の翌日から起算して2年以内となります。

民法等の一部を改正する法律

令和6年5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。この法律は令和8年5月までに施行されます。

詳細は法務省ホームページに掲載されています。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

※改正の内容等についてはこちらのパンフレットからご覧になれます。

<https://www.moj.go.jp/content/001428136.pdf>



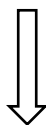
○ 離婚が成立するまで

養育費や親子交流など、話し合いで決着できないことがある場合は、裁判所へ申し立てをすることもできます。

≪協議離婚≫

夫婦の話し合いで離婚条件を決め、離婚届を提出することです。養育費、慰謝料、財産分与など、財産に関する取り決めが守られるよう、取り決め内容を書面に残したり、「公正証書」を作成しておくという方法があります。

公正証書作成費用：5,000 円～20,000 円
(目的の価額（養育費の場合は 10 年分の金額）に応じて手数料が決定します。)



≪調停離婚≫

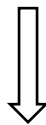
離婚について夫婦の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合に、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停は、非公開の場で、裁判官と民間から選ばれた調停委員がそれぞれの言い分を聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。(相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所で行います。)

調停では離婚そのものだけでなく、親権者や親子交流のほか、養育費、財産分与といった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

離婚の調停が成立した場合、離婚の効力が発生しますが、申立人には戸籍法による届出義務があり、調停が成立してから10日以内に離婚の届出をしなければなりません。

離婚調停費用・養育費調停費用：
収入印紙 1,200 円と
連絡用の切手代 1,000 円程度
(養育費の場合は、こども 1 人につき収入印紙 1,200 円が必要です。)



≪裁判離婚≫

調停で解決できない場合には、離婚訴訟を起こすことになり、裁判で判断します。

(原則として、夫又は妻の住所地を受け持つ家庭裁判所に訴状を提出します。)

○ 養育費・親子交流等の相談先等

相談先	相談内容等
神奈川県 母子家庭等 就業・自立支援センター 無料	就業や養育費等に関する相談支援を行っています。 ・ 所在地：藤沢市朝日町9-4朝日ビル2階203 ・ 電話： 0466-90-3601 ・ 受付：月曜日～土曜日（日曜・祝日を除く） 9：00～17：00 https://www.khitorioya.com/ 
大和市こども総務課 母子・父子自立支援員 無料	ひとり親家庭などの生活の問題や就労等の様々な相談に母子・父子自立支援員が応じています。 ・ 所在地：大和市鶴間1-31-7 (保健福祉センター2階) ・ 電話：046-260-5608 ・ 受付：月曜日～金曜日（日曜・祝日を除く） 8：30～17：00 ・ ひとり親家庭・いつでもメール相談 
養育費等相談支援 センター (公益社団法人家庭 問題情報センター (FPIC) 厚生労働省 委託事業) 無料	養育費や親子交流に関する相談に応じています。 ・ 所在地：東京都豊島区西池袋2-29-19 K Tビル10階 ・ 電話相談： 0120-965-419（携帯電話は使えません。） 03-3980-4108（センターに電話をかけなおすよう 依頼することができます。） ・ 受付：平日（水曜を除く） 10：00～20：00 水曜日（祝日を除く）12：00～22：00 土曜・祝日 10：00～18：00 ・ メール相談：info@youikuhi.or.jp http://www.youikuhi-soudan.jp/ 

法テラス (日本司法支援 センター) 1つの問題につき 3回まで無料	法制度に関する情報提供や相談窓口の案内を行います。 ・ 電話：法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 (おなやみなし) (IP電話からは 03-6745-5600) ・ 受付：月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 https://www.houterasu.or.jp/ 
日本公証人連合会	全国の公正役場の所在地等を調べることができるとともに、公正証書の作成等に準備する資料・手数料等の情報が掲載されています。 https://www.koshonin.gr.jp/ 
ADR (かいけつサポート) 有料	・ 法務大臣の認証を受けたADR (かいけつサポート) がホームページに掲載されています。 https://www.adr.go.jp/  ・ 法務省のホームページには、家族の問題を取り扱っているかいけつサポートが掲載されています。 家事事件を取り扱う認証紛争解決事業者一覧 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00144.html 
親子交流支援団体等 有料	法務省のホームページでは、掲載を希望する親子交流支援団体等の一覧表を公表しています。 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html 

○ひとり親養育費確保支援事業補助金のご案内

養育費は、離婚後のひとり親家庭のこどもの健やかな成長のために必要な費用です。ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取り決めや履行確保にかかった費用について県の補助制度があります。大和市にお住まいの方の相談先はこちらです。

<申請・問合せ先>

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

〒251-0054

藤沢市朝日町9-4 朝日ビル2階 203

電話 0466-90-3601

メール soudan@khitorioya.com

ホームページ <https://www.khitorioya.com/>

月曜日～土曜日 9:00～17:00（日曜・祝日を除く）



公正証書作成補助

養育費の取り決めとして、債務名義となる公正証書を作成する際の手数料や諸費用について補助を行います。

補助額

上限：4万円

申請期限

公正証書を作成した日の翌日から起算して1年以内

養育費請求調停申立補助

養育費請求調停申立を弁護士等（※）に委任する際の費用や申立にかかる諸費用について補助を行います。

補助額

上限：15万円

申請期限

裁判所において養育費請求調停申立が受理された日の翌日から起算して1年以内

※弁護士等とは、弁護士、弁護士法人、日本法支援センター（法テラス）、司法書士をいいます。弁護士等への委任費用の補助を受ける場合は、弁護士等との契約前に当センターへの事前相談が必要です。

養育費強制執行申立補助

未払い養育費の強制執行申立を弁護士等に委任する際の費用や申立にかかる諸費用について補助を行います。

補助額

上限：15万円

申請期限

裁判所において強制執行申立が受理された日の翌日から起算して1年以内

※弁護士等への委任費用の補助を受ける場合は、弁護士等との契約前に当センターへの事前相談が必要です。

養育費保証契約補助

養育費の未払いに備え、保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料について補助を行います。

補助額

上限：5万円

申請期限

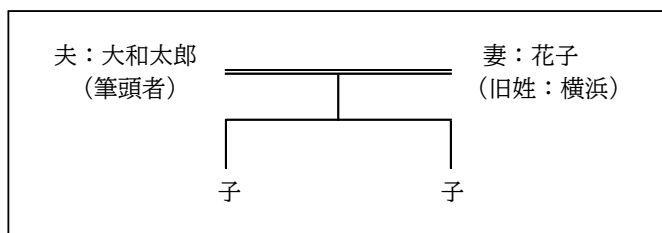
養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内



○ 離婚後のお子さんの苗字について

離婚後のお子さんの苗字については、さまざまお考えがあるかと思いますが、以下の例を参考に、苗字（氏）を変更する場合に必要な手続きについて確認してください。

（例）



婚姻中は戸籍の筆頭者が父で、母と子が父の氏を選択していた場合の例です。
離婚後は、母が子を引き取り、親権者となると仮定します。

母が親権者となる場合でも、お子さんの苗字を母の旧姓にしたい場合は、以下の手続きが必要です。

①家庭裁判所に「子の氏の変更許可」を申し立てる。

お子さんの住所地である大和市を管轄する「横浜家庭裁判所」に申し立てます。

・お子さんが15歳未満の場合

…法定代理人（主に親権者）が申立人となります。

・お子さんが15歳以上の場合

…こども本人が申立人となります。

②市役所に「入籍」の届出をする。

家庭裁判所から「子の氏の変更許可」を得た後に、お子さんの本籍地がある市役所または住民登録のある市役所へ「入籍」の届出をします。

※医療証などのその他の氏名変更手続きもお忘れなくお願いします。



養育費と親子交流について

子どもにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。
子どもがこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、
離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべき
ことに、「養育費」と「親子交流」があります。



1. 養育費について

養育費は子どものためのものです。親の子どもに対する養育費の支払い義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。離婚後も、子どもの親であることに変わりはありません。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

離婚後の子どもの養育のために、離婚する前に話し合い、取り決めは書面に残しておくようにしましょう。（できれば「公正証書」にするのが良いでしょう。）話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用することもできます。

養育費の取り決め方法

○話し合いで決める

離婚する前に、話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。離婚する時に取り決めることができなかった場合でも、子どもを監護養育している親は、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、いつでも養育費を請求することができます。

○家庭裁判所の調停や審判で決める（家事調停手続）

- ・話し合いがまとまらない場合や、話し合いができない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てて、養育費の支払を求めることができます。調停は、非公開の場で、裁判官と民間から選ばれた調停委員がそれぞれの言い分を聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

また、調停で解決できないときは、裁判官が審判で判断します。

- ・家事調停は、相手の住所地を管轄する家庭裁判所または合意で定める家庭裁判所に申し立てることができます。
- ・家事調停を申し立てるには、こども1人につき1,200円が必要です。収入印紙で納めることになります。そのほかにも、連絡用の郵便切手が必要です。詳しくは、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。

大和市を所管する家庭裁判所は横浜家庭裁判所です。

横浜家庭裁判所

所在地：神奈川県横浜市中区寿町1-2

(JR京浜東北線(根岸線)石川町駅中華街出口(北口)から
徒歩約5分)

連絡先：家事訟廷事務室事件係(1階) 045-345-3463

- ・家事調停手続で話し合いがまとまらなかった場合には、家事審判手続に移行し、審理が行われた上で、審判という裁判によって結論が示されることになります。
- ・養育費に関する家事調停の平均的な審理期間は家事審判手続に移行した場合も含め、約5か月程度といわれています。
- ・離婚調停・離婚訴訟の中で、離婚後の養育費の支払を求めることもできます。

養育費の取り決め内容

☑養育費の金額

- ・養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。「養育費の算定表」は裁判所や養育費等の相談支援センターのホームページ等でも見るすることができます。

裁判所ホームページ(養育費・婚姻費用算定表)

<https://www.courts.go.jp/tokyo->

[f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html](https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html)



- ・お子さんが複数いる場合は、それぞれの金額を決めておきましょう。

☑養育費の支払期間

- ・ 始期と終期を決めておきましょう。
- ・ 終期については、大学等への進学の可能性等を踏まえて、お子さんが経済的に自立することが見込まれる時期を考え、お子さんの成長のために十分な期間を設けておくようにしましょう。

☑養育費の支払時期

- ・ 支払いの期限を決めておきましょう。
- ・ 「〇年〇月〇日まで」、「22歳に達した後の3月まで」等と、具体的に定めましょう。
- ・ 毎月一定の金額を支払う例が多いようですが、経済状況等によりある程度の期間の分を一括して支払うことも可能です。

☑養育費の支払方法

- ・ 支払方法を決めておきましょう。口座振込の場合は、振込先の金融機関などについて具体的に決めておきましょう。
- ・ お子さんが複数いる場合は、それぞれについて決めておくといよいでしょう。

☑その他

定額の養育費とは別に、入学金や大学等の授業料等、特別な出費が生じた場合に、どのように父母が負担するのか定めておくといよいでしょう。お子さんが健やかに成長するためには、いろいろとお金が必要になるものです。

※養育費の金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したとき（再婚した場合やこどもが進学した場合など）には、養育費の額の変更について話し合っ、取り決めなおすことができます。また、家庭裁判所に変更を求める調停を申し立てることもできます。

養育費が支払われないとき

調停などの裁判所の手続で決められた養育費の支払がない場合には、家庭裁判所から支払を勧告する制度を利用することができます。

また、調停などの裁判所の手続や公正証書（公証役場において公証人が作成する文書）で決められた養育費の支払がない場合には、支払わない人の財産（給料や預貯金など）を差し押さえて、その中から強制的に支払を受ける制度（強制執行）を利用することができます。（公正証書は強制執行認諾文言付きにしておく必要があります。）

養育費 Q&A

Q 離婚前の別居中でも養育費の請求はできますか？

A 離婚前でも、別居して子どもを育てている場合には、「婚姻費用の分担請求」により、子どもを育てるのに必要な費用を含めた生活費の支払いを求めることができます。

Q 親子交流に応じなければ、養育費を支払ってもらえないのですか？

A そのようなことはありません。養育費の支払と親子交流は別問題です。養育費の支払と親子交流、どちらの場面においても子どもの幸せを第一に考えましょう。

Q 養育費について相談できる場所はありますか。

A ・「神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター」では、専門家（元調停委員等）が養育費や親子交流の相談に応じています。調停申し立て方法の助言等を受けることもできます。電話でお気軽にお問い合わせください。同センターでは、就業支援・就業支援講習会等も行っています。

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター（5pにも掲載しています）

所在地：藤沢市朝日町9-4朝日ビル2階203

電話：0466-90-3601

受付：月曜日～土曜日（日曜・祝日を除く）9：00～17：00

・大和市子ども総務課の母子・父子自立支援員も相談に応じています。

大和市子ども総務課 母子・父子自立支援員（5pにも掲載しています）

所在地：大和市鶴間1-31-7（保健福祉センター2階）

電話：046-260-5608

受付：月曜日～金曜日（日曜・祝日を除く）8：30～17：00

2. 親子交流について

親子交流とは、こどもと離れて暮らしているお父さんやお母さんがこどもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流についても、こどもが安心して親子交流が楽しめるように、親同士がお互いに守らなければならないルールについても決めておき、書面に残しておくことが望ましいです。

時間の経過とともにお子さんは成長して、養育環境も変化します。取り決めを守ることに加え、状況に応じて互いに話し合い、協力し合いながら、こどもにとって最もよい親子交流を行っていくことが大切です。



相手からDV被害を受けるおそれがある等、親子交流をすることがこどもの最善の利益に反する場合にまで、親子交流を行う必要はありません。

親子交流の取り決め内容

☑親子交流の内容

- ・日帰りの親子交流、宿泊を伴う親子交流等が考えられます。
- ・手紙や電話、SNSのやりとりを認めるか等も決めておきましょう。

☑親子交流の頻度

- ・週または月に何回程度、親子交流を実施し、1回につき何時間程度の親子交流を実施するのか等を決めておきましょう。
- ・夏休み等、お子さんに長期の休みがある場合には、一定期間の宿泊を伴う親子交流を実施することも考えられます。

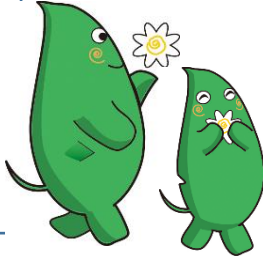
☑その他

- ・待ち合わせ場所や、プレゼントに関する取り決めをしておくことも考えられます。

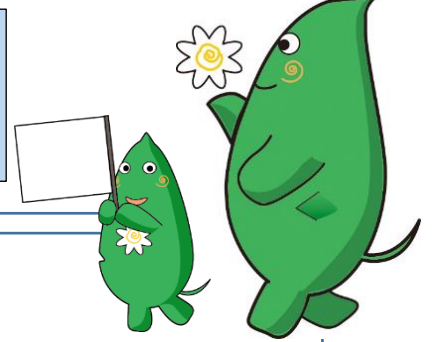
親子交流は、こどものためのものです。

取り決める際には、こどもの利益を最優先して考慮しなければいけません。

こどもが安心して親子交流を楽しめるように、こどもの年齢や健康状態、生活状況を考えながら、無理のないように決めることが大切です。



こどもの父と母という立場に気持ちを切り替えて、こどもの親同士というパートナーとして協力しましょう。



親子交流 Q&A

Q こどもが「会いたくない」というときは会わせなくていいのですか？

A こどもが「会いたくない」というときは、その理由をよく聞いてみましょう。こどもの気持ちをどのように受け止めるのがよいかは、こどもの年齢によって異なりますが、こどもが親子交流に気が乗らなかつたり、負担に感じているような場合には、それまでのお互いの親子交流に対する態度を振り返ってみましょう。

また、こどもが話した理由を口実にして、親子交流を一方向的にやめてしまうことは、新たな争いを生むだけでなく、こどもを親同士の争いの間に置き、とても苦しい気持ちにさせてしまいますので、親同士で冷静に話し合しましょう。

Q 父母だけでは親子交流の方法について合意できない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A ・信頼できる第三者を介して話し合ってみてはいかがでしょうか。また、家庭裁判所に親子交流の調停を申し立てて、家庭裁判所の調停手続の中で話し合うこともできます。
・「神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター」で、専門家（元調停委員等）が養育費や親子交流の相談に応じています。調停申し立て方法の助言等を受けることもできます。電話でお気軽にお問い合わせください。
同センターでは、就業支援・就業支援講習会等も行っています。

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター （5pにも掲載しています）

所在地：藤沢市朝日町9-4朝日ビル2階203

電話：0466-90-3601

受付：月曜日～土曜日（日曜・祝日を除く）9：00～17：00

こどもの養育に関する合意書について

離婚を考えている時に、話し合いをすることは難しいかもしれません。そんな時に、「こどもの養育に関する合意書」を参考にさせていただけたらと思います。

「こどもの養育に関する合意書」は、お子さんの「養育費」及び「親子交流」について父母がお互いの約束事を証明する文書です。2通作成し、1通ずつ保管してください。

合意書を作成しておくことで、お子さんが成長した後に、離婚はしたけれど、お父さんとお母さんが自分のために話し合ってくれた、という思いを受けとることができるのではないのでしょうか。お子さんのためにも、できる限り作成するよう努めてほしいと思います。

- ❖ 合意書は市に提出していただくものではありません。
- ❖ 合意書を作成しないと離婚届が受理されないということはありません。
- ❖ 合意書は、調停・裁判、公正証書作成などの際の資料としてもご利用ください。
- ❖ 参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要なと考えられる項目を記載しているものです。双方がお子さんの立場に立って、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

※合意書は、法務省ホームページからダウンロードすることも可能です。

記入例の記載もありますので参考にしてください。



こどもの養育に関する合意書

作成日

年 月 日

父

母

ふりがな		ふりがな	
氏 名		氏 名	
住 所	〒	住 所	〒
	電話 メール		電話 メール
勤務先	名称	勤務先	名称
	所在地 〒		所在地 〒

子ども

1	ふりがな		2	ふりがな	
	氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母		氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母
3	ふりがな		4	ふりがな	
	氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母		氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母

養育費

	支払期間	金額	支払時期
子 1	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	☐ 歳に達した後の3月まで	☐ 年／月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	☐ 円	☐
子 2	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	☐ 歳に達した後の3月まで	☐ 年／月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	☐ 円	☐
子 3	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	☐ 歳に達した後の3月まで	☐ 年／月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	☐ 円	☐
子 4	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	☐ 歳に達した後の3月まで	☐ 年／月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	☐ 円	☐
振込先		その他	
金融機関 銀行 支店 口座の種類 普通 ・ 当座 口座番号 口座の名義			

親子交流

	親子交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子 1	☐ 宿泊なし (☐ に 回程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
	☐ 宿泊あり (☐ に 回程度、 ☐)		
	☐ (☐ に 回程度、 ☐)		
子 2	☐ 宿泊なし (☐ に 回程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
	☐ 宿泊あり (☐ に 回程度、 ☐)		
	☐ (☐ に 回程度、 ☐)		
子 3	☐ 宿泊なし (☐ に 回程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
	☐ 宿泊あり (☐ に 回程度、 ☐)		
	☐ (☐ に 回程度、 ☐)		
子 4	☐ 宿泊なし (☐ に 回程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
	☐ 宿泊あり (☐ に 回程度、 ☐)		
	☐ (☐ に 回程度、 ☐)		
その他(連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)			

※この合意書の書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

作成日 2023 年 1 月 31 日

父		母	
ふりがな	ほうむ たろう	ふりがな	ほうむ はなこ
氏 名	法務 太郎	氏 名	法務 花子
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市■□町▲-■-●
電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メール	〇〇〇〇@〇〇.ne.jp	メール	〇〇〇〇@〇〇.ne.jp
勤務先	名称 〇〇〇株式会社 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市●●町▲-■-●	勤務先	名称 □□□株式会社 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県■□市□□町●-▲-■

こども				こども			
1	ふりがな	ほうむ まもる		2	ふりがな	ほうむ あゆみ	
	氏 名	法務 まもる	2014 年 5 月 1 日生 親権者 父 ・ 母		氏 名	法務 あゆみ	2016 年 8 月 1 日生 親権者 父 ・ 母
3	ふりがな			4	ふりがな		
	氏 名		年 月 日生 親権者 父 ・ 母		氏 名		年 月 日生 親権者 父 ・ 母

養育費

支払期間		金額	支払時期
子1	☐ 年 月 日まで	☒ 1か月当たり ☐ 万円ずつ	☒ 毎月 25 日
	2023年2月1日から ☒ 子1が22歳に達した後に初めて到来する3月末日まで	☐ 年/月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	円	☐
子2	☐ 年 月 日まで	☒ 1か月当たり ☐ 万円ずつ	☒ 毎月 25 日
	2023年2月1日から ☒ 子1が22歳に達した後に初めて到来する3月末日まで	☐ 年/月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	円	☐
子3	☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	年 月 日から ☐ 歳に達した後に初めて到来する3月末日まで	☐ 年/月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	円	☐
子4	☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	年 月 日から ☐ 歳に達した後に初めて到来する3月末日まで	☐ 年/月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	円	☐
振込先 (子1及び子2の養育費の振込先)		その他	
金融機関 ○○ 銀行 △△ 支店		子1及び子2が高校・専門学校、大学等に進学した場合の費用等の負担については、別途協議する。	
口座の種類 ☒ 普通 ・ 当座			
口座番号 ○○○○○○○○			
口座の名義 ホウムハナコ			

親子交流

	親子交流の内容と頻度	受け渡し場所	父母連絡方法
予1	☒ 宿泊なし (☒ か月に ☐ 回程度) ☒ 宿泊あり (☐ に ☐ 程度、 ☒ 夏休みに ☐ 泊程度) ☐ (☐ に ☐ 程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☒ (公園入口)	☒ SNS (☐ ☐ ☐) ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
予2	☒ 宿泊なし (☒ か月に ☐ 回程度) ☒ 宿泊あり (☐ に ☐ 程度、 ☒ 夏休みに ☐ 泊程度) ☐ (☐ に ☐ 程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☒ (公園入口)	☒ SNS (☐ ☐ ☐) ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
予3	☐ 宿泊 ☐ 宿泊 ☐		☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ () ☐ ()
予4	☐ 宿泊 ☐ 宿泊 ☐		☐ () ☐ 手紙 ☐ ()

「こどもの養育に関する合意書」は、お子さんの「養育費」及び「親子交流」について父母がお互いの約束事を証明する文書です。2通作成し、1通ずつ保管してください。



その他（連絡方法や留意事項等を自由にお書きください）

- ・〇時に〇〇公園入口で受け渡し。〇時から〇時まで。詳細については〇〇〇で協議する。
- ・宿泊を伴う場合の滞り場所は、事前に知らせる。
- ・遠方への転勤・転居など事情が変わった場合は、再度協議する。

○この合意書のひな形は、法務省のホームページにも掲載されています。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html



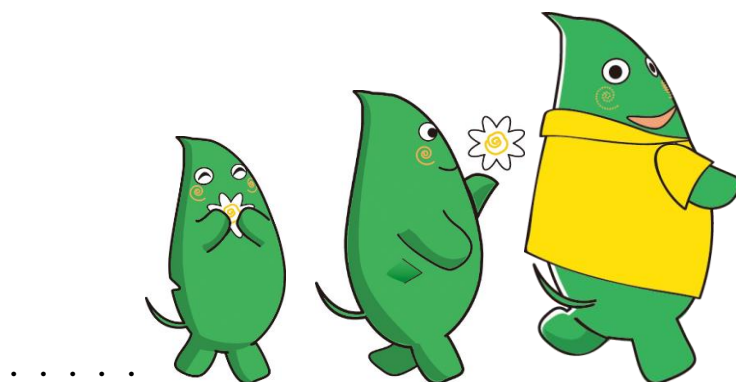
こどもたちの声

こどもはかなり年齢が高くなっても、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから親はこどもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してしてあげることが大切です。以下に紹介するのは、親子交流支援者や養育費相談員たちが、支援や相談活動の中で聞いたこどもたちの言葉です。

毎月1、2回はお母さんと
食事しているから寂しくない。
これからもずっと会いたい。
(小4・男)

父は養育費もきちんと払って
くれた。小さいころから会っ
てきたので母子家庭であること
をあまり意識しなかった。
離婚したけど今でも両親には
感謝している。(18才・女)

(養育費等相談支援センター作成パンフレットより)



〒242-8601 大和市鶴間1-31-7 (大和市保健福祉センター2階)

大和市 こども部 こども総務課 手当医療係

TEL 046(260)5608